

ユニバーサルサービス交付金制度に基づく  
補填対象額の算定に用いる入力値の見直し

平成29年7月

## ユニバーサルサービスの定義(電気通信事業法第7条)

- ユニバーサルサービス(基礎的電気通信役務)とは、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める電気通信役務。

## ユニバーサルサービスの範囲(電気通信事業法施行規則第14条)

- 加入電話又は加入電話に相当する光IP電話
  - ・基本料
- 緊急通報(警察110番、消防119番、海上保安庁118番)
  - ・加入電話又は加入電話に相当する光IP電話、第一種公衆電話から発信されるもの
- 第一種公衆電話(戸外における最低限の通信手段を確保する観点から、市街地においてはおおむね500m四方に1台、それ以外の地域においてはおおむね1km四方に1台の基準により設置される公衆電話)
  - ・市内通話サービス
  - ・特例料金が適用される離島通話サービス

## 該当する具体的なサービス

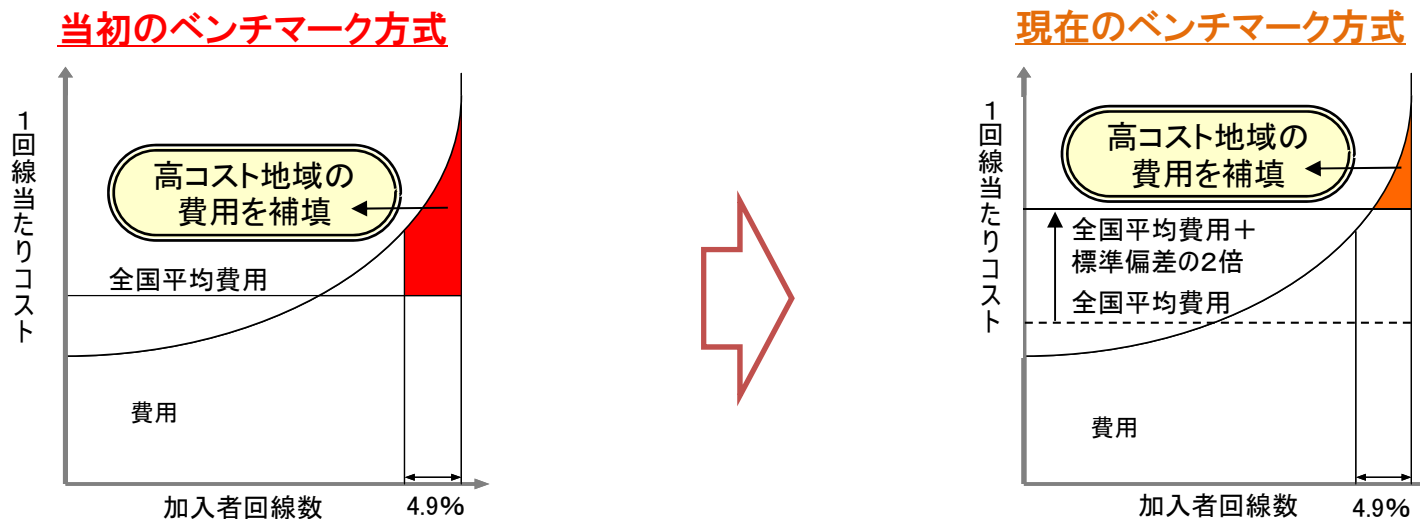
加入電話、緊急通報、公衆電話



※携帯電話、ブロードバンド、電子メール等はユニバーサルサービスではない。

## 補填対象額の算定対象と算定方法

- 補填対象額の算定対象は、**加入者回線**(加入電話のアクセス回線)、**緊急通報**(※1)及び**第一種公衆電話**(※2)。
- 補填対象額の算定は、**長期増分費用モデル**(LRICモデル)を用いて行う。
  - (1) 加入者回線については、**高コスト地域**(上位4.9%)(※3)を特定した上で、**ベンチマーク方式**(全国平均費用+2 $\sigma$ を超える部分)に基づき収容局ごとに補填対象額を算定。
  - (2) 緊急通報については、**高コスト地域**(上位4.9%)に対応する費用を基に補填対象額を算定。
  - (3) 第一種公衆電話については、全ての収容局で赤字であることから、高コスト地域の特定を行わずに、**収入費用方式**(費用と収益の差額を補填対象額とする方式)により補填対象額を算定。



(※1) 警察110番、消防119番、海上保安庁118番

(※2) 戸外における最低限の通信手段を確保する観点から、市街地においてはおおむね500m四方に1台、それ以外の地域においてはおおむね1km四方に1台の基準により設置される公衆電話

(※3) IP補正(加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算するというコスト算定方法上の補正)を行ったもの

補填対象額の算定に用いる入力値は以下のとおり。

- **接続料の算定に用いた入力値**

＜主な入力値＞

- (1) 実績値をベースにしたもの**

メタルケーブル、光ケーブル等の単価、各種設備の対投資額比率、報酬率 等

- (2) フォワードルッキング性を考慮したもの**

メタルケーブル、光ケーブルの施設保全費 等

- (3) 経済的耐用年数の推計を行ったもの**

メタルケーブル、伝送装置、公衆電話の経済的耐用年数 等

- **その他(上記に加えて補填対象額の算定のために必要となる入力値)**

＜主な入力値＞

緊急通報に係るもの： 専用線月額基本回線料、一般専用収支率 等

第一種公衆電話に係るもの： 公衆電話端末1回線当たり施設保全費、公衆電話単価 等

## ● 接続料の算定に用いた入力値

### (1) 実績値をベースにしたもの

従来より、得られた最新のデータを用い、可能な限り当該年度のデータと入れ替えてきたところ。平成28年度の補填対象額の算定においては、平成29年度接続料の算定の際に採用した入力値が最新のものであることから、この入力値を適用。

### (2) フォワードルッキング性を考慮したもの

平成29年度接続料の算定においては、平成27年度実績値を基に平成29年度の入力値を推計しているが、平成28年度の補填対象額の算定においては、平成27年度実績値を基に入力値を推計。

### (3) 経済的耐用年数の推計を行ったもの

平成29年度接続料の算定においては、平成29年度相当の経済的耐用年数となっているが、平成28年度の補填対象額の算定においては、平成28年度相当の経済的耐用年数を適用。

## ● その他(上記に加えて補填対象額の算定のために必要となる入力値)

事業者からの提案値を基に検討。

# 合算番号単価等の推移

徴収する時期		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
合算番号単価 (月・番号)		7円	6円	8円	8円	7円	前半:5円 後半:3円	3円	3円	2円	前半:2円 後半:3円	前半:2円 後半:3円
補填対象額 (百万円)(※)	加入電話 (基本料)	12,011	9,243	13,787	14,493	10,953	7,081	3,503	2,975	2,970	2,958	3,139
	加入電話 (緊急通報)	83	73	62	60	49	51	40	44	53	60	57
	第一種 公衆電話	3,083	4,245	4,191	4,261	4,193	3,974	3,820	3,861	3,862	3,742	3,732
	合計	15,178 <small>(平成17年度分)</small>	13,561 <small>(平成18年度分)</small>	18,040 <small>(平成19年度分)</small>	18,814 <small>(平成20年度分)</small>	15,195 <small>(平成21年度分)</small>	11,106 <small>(平成22年度分)</small>	7,363 <small>(平成23年度分)</small>	6,880 <small>(平成24年度分)</small>	6,885 <small>(平成25年度分)</small>	6,760 <small>(平成26年度分)</small>	6,927 <small>(平成27年度分)</small>
算定方式	適用モデル	第3次モデル			第4次モデル			第5次モデル		第6次モデル		
	ベンチマーク	全国平均	全国平均+2σ									
	IP補正	—			加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算							
NTSコスト付替え (ユニバ側)	FRT-GC間伝送路コスト											
	1/5	2/5	3/5	3/5	2/5	1/5	0/5	0/5	0/5	0/5	0/5	0/5
	その他NTSコスト											
	4/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5

(※) 補填対象額は、NTT東日本・西日本の合計

● NTSコストの付替え

き線点RT-GC間伝送路コストの0/5、その他NTSコストの5/5を端末伝送路コストに算入。

(※) 情通審答申「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方」(平成24年9月25日)

「平成25年度以降のき線点RT-GC間伝送路コストの扱いについては、利用者負担の軽減の観点から、あくまでも当分の間の措置として、引き続き従量制接続料の原価にその100%を算入することもやむを得ないと考えられる。」

(参考1) 端末伝送路コストに算入するき線点RT-GC間伝送路コスト及びその他NTSコストの割合

補填対象額の時期	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
き線点RT-GC間伝送路コスト				60%	40%	20%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
上記以外のNTSコスト	20%	40%	60%	80%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

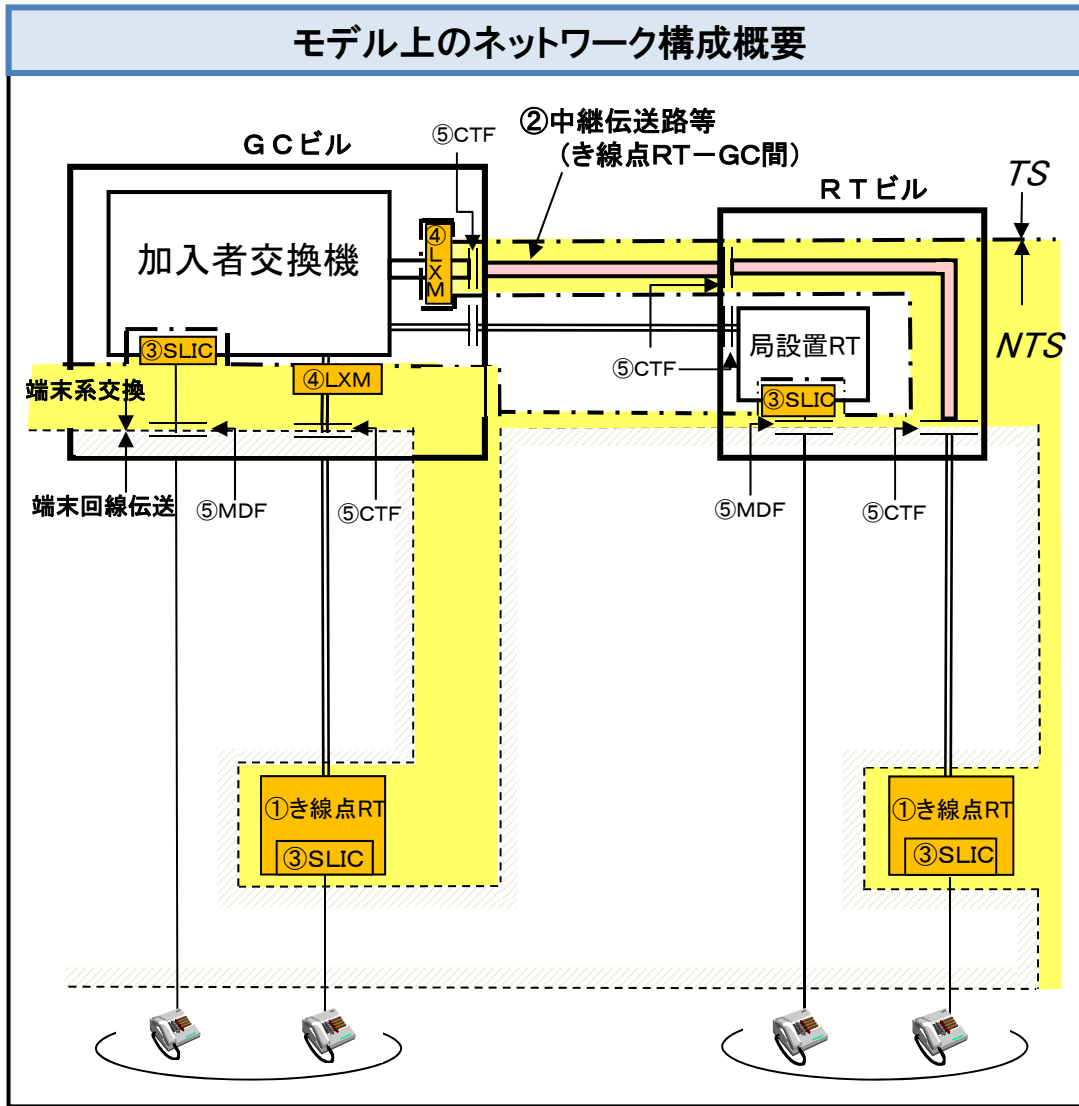
(参考2) 接続料原価へのNTSコストの算入額

接続料適用年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
NTSコスト総額(億円)	3,275	3,149	2,903	2,662 (670)	2,407 (610)	2,136 (545)	1,654 (412)	1,433 (364)	1,406 (298)	1,237 (269)	1,131 (249)	1,016 (210)
接続料原価への算入額(億円)	2,620	1,889	1,161	666	366	436	412	364	464	416	388	327

括弧内は、き線点RT-GC間伝送路コスト

● IP補正回線数を加入者回線数に加算

平成29年3月末時点のIP電話契約者数、FTTH契約者数をもとに、収容局ごとに集計したIP補正回線数を加入者回線数とみなして加算し、加入電話の補填対象額を算定。



主な設備	主な機能
① き線点遠隔收容装置 (き線点RT)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メタル回線を收容する機能</li> <li>・呼出信号の送出等の機能</li> <li>・光信号／電気信号変換等の機能</li> </ul>
②中継伝送路等 (き線点RT-GC間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光ファイバで通信を伝送する機能                             <ul style="list-style-type: none"> <li>－ FRT由来のリピータ</li> <li>－ 中継光ケーブル</li> <li>－ 中継系管路 等</li> </ul> </li> </ul>
③加入者ポート (SLIC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メタル回線をGC交換機に收容する機能</li> <li>・呼出信号の送出等の機能</li> </ul>
④半固定パス接続装置 (LXM)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光ファイバにより伝送される通信を複数の交換機に振り分ける機能</li> </ul>
⑤主配線盤、光ケーブル成端架 (MDF、CTF)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局内ケーブルを收容するための配線盤</li> </ul>



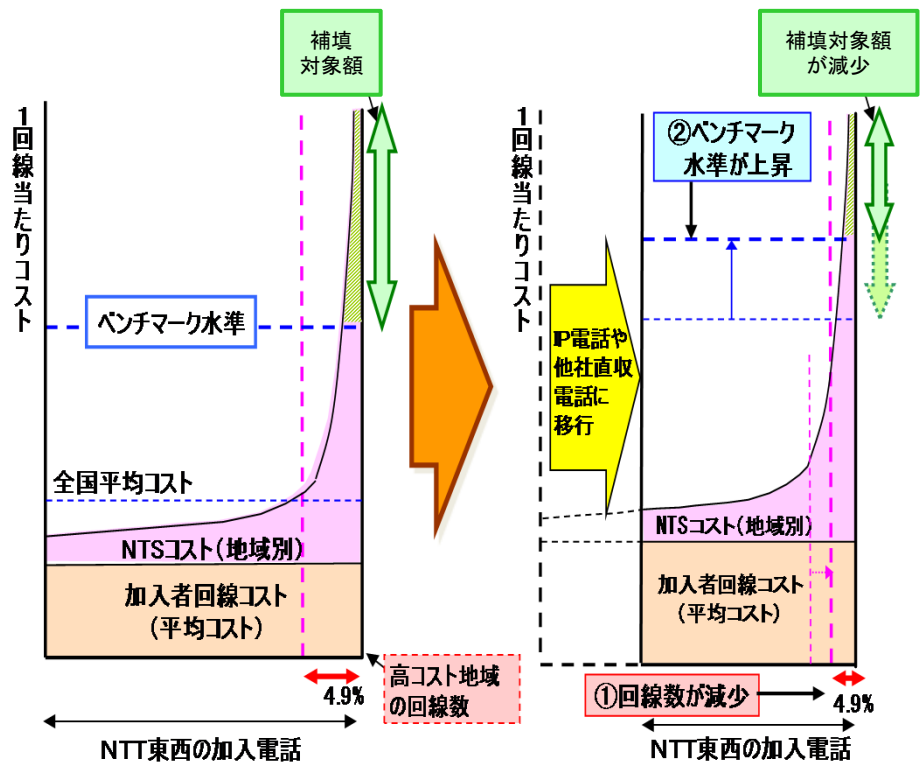
## 情報通信審議会答申「ユニバーサルサービス制度の在り方について」（平成20年12月16日）

### 第2節 コストの算定・負担方法

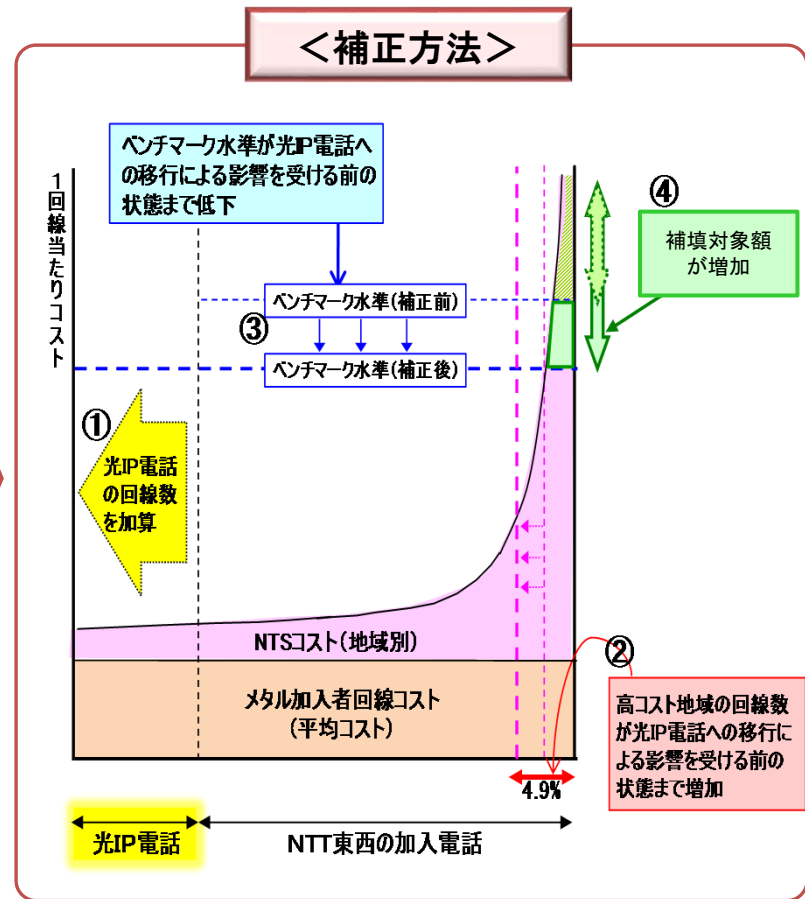
オ IP化の進展に伴うコスト算定方法の見直し

従来のコスト算定方法を踏襲しつつ、次期(平成24年度以降)の状況も見据えた補正方法であり、また、IP化の進展に対する中立性も確保しうることを勘案して、加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算するというコスト算定方法上の補正を行うことが適当。

### <IP化の進展に伴うコスト算定方法への影響>



### <補正方法>



# 【参考4】 IP補正の考え方

○ IP補正(加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算するというコスト算定方法上の補正)を行う際には、低コスト地域、高コスト地域に関わらず、**收容局ごと**に行う。

